

生	00	01	5 年
(令和13年3月末まで保存)			

生 企 第 2 7 0 号
令 和 7 年 8 月 2 6 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

猟銃安全指導委員規則の一部を改正する規則の公布について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号。以下「改正法」という。）が令和7年9月1日から施行されることに伴い、猟銃安全指導委員規則の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第15号）が本日公布され、令和7年9月1日から施行されることとなった。改正の内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正の内容

改正法の施行に伴い、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第2条第9項が同条第10項に項ずれするところ、猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）第4条第1号において引用する鳥獣保護管理法の条項番号である「第2条第9項」を「第2条第10項」に改正するもの。（別添：官報の写し）

2 施行期日

改正法の施行の日（令和7年9月1日）

担当 生活安全企画課
営業・危険物係